

令和5年

市議会6月定例会議案

令和5年6月8日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 54 号	令和 5 年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）について	5
議案第 55 号	掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	4 5
議案第 56 号	掛川市税条例の一部改正について	4 9
議案第 57 号	浜川新田地区盛土工事請負契約の締結について	6 1
議案第 58 号	損害賠償の額の決定及び和解について	6 3
議案第 59 号	掛川市道路線の認定について	6 5
報告第 1 号	令和 4 年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について	7 3
報告第 2 号	令和 4 年度掛川市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	7 7

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ585,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,039,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,840,512	千円 541,653	千円 7,382,165
	1 国庫負担金	3,490,469	45,006	3,535,475
	2 国庫補助金	3,321,116	496,647	3,817,763
16 県支出金		3,635,542	73,180	3,708,722
	2 県補助金	1,303,515	73,180	1,376,695
19 繰入金		3,039,028	23,625	3,062,653
	1 基金繰入金	3,039,028	23,625	3,062,653
21 諸収入		2,884,711	△57,520	2,827,191
	5 雑入	1,281,926	△57,520	1,224,406
22 市債		2,726,200	4,800	2,731,000
	1 市債	2,726,200	4,800	2,731,000
歳入合計		50,454,098	585,738	51,039,836

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,932,518	千円 54,044	千円 5,986,562
	1 総務管理費	4,987,343	54,044	5,041,387
3 民生費		15,880,294	269,895	16,150,189
	1 社会福祉費	6,961,864	240,157	7,202,021
	2 児童福祉費	8,203,105	29,738	8,232,843
4 衛生費		5,675,291	182,060	5,857,351
	1 保健費	2,953,358	178,870	3,132,228
	2 衛生費	339,889	0	339,889
	3 清掃費	2,382,044	3,190	2,385,234
10 教育費		6,326,872	539	6,327,411
	6 保健体育費	1,812,901	539	1,813,440
11 災害復旧費		181,634	79,200	260,834
	1 農林水産施設災害復旧費	75,279	79,200	154,479
歳 出 合 計		50,454,098	585,738	51,039,836

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	(公共) 農業用施設災害復旧事業	79,200

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
こうようの丘給食配送車リース料	自 令和 5 年度 至 令和 11 年度	27,180

第4表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧債 (4,800 増)	農業施設災害復旧事業 (4,800 増)	13,200	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
		18,000			
合 計 (4,800 増)		2,726,200			
		2,731,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,159,198	41.9		21,159,198	41.5
2 地方譲与税	546,200	1.1		546,200	1.1
3 利子割交付金	8,000	0.0		8,000	0.0
4 配当割交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	98,000	0.2		98,000	0.2
6 法人事業税交付金	340,000	0.7		340,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,070,000	6.1		3,070,000	6.0
8 ゴルフ場利用税交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
9 環境性能割交付金	81,000	0.2		81,000	0.2
10 地方特例交付金	160,586	0.3		160,586	0.3
11 地方交付税	3,870,000	7.7		3,870,000	7.6
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	176,570	0.3		176,570	0.3
14 使用料及び手数料	520,354	1.0		520,354	1.0
15 国庫支出金	6,840,512	13.6	541,653	7,382,165	14.5
16 県支出金	3,635,542	7.2	73,180	3,708,722	7.3
17 財産収入	35,257	0.1		35,257	0.1
18 寄附金	1,037,940	2.1		1,037,940	2.0
19 繰入金	3,039,028	6.0	23,625	3,062,653	6.0
20 繰越金	30,000	0.1		30,000	0.1
21 諸収入	2,884,711	5.7	△57,520	2,827,191	5.5
22 市債	2,726,200	5.4	4,800	2,731,000	5.3
歳入合計	50,454,098	100.0	585,738	51,039,836	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補正額
1 議会費	277,162	0.5%	
2 総務費	5,932,518	11.8	54,044
3 民生費	15,880,294	31.5	269,895
4 衛生費	5,675,291	11.2	182,060
5 労働費	1,568,583	3.1	
6 農林水産業費	1,445,053	2.9	
7 商工費	1,030,148	2.0	
8 土木費	5,124,540	10.2	
9 消防費	1,592,087	3.1	
10 教育費	6,326,872	12.5	539
11 災害復旧費	181,634	0.4	79,200
12 公債費	5,383,117	10.7	
13 予備費	36,799	0.1	
歳 出 合 計	50,454,098	100.0	585,738

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
277,162	0.6				
5,986,562	11.7	30,113			23,931
16,150,189	31.6	269,895			
5,857,351	11.5	179,573		3,797	△1,310
1,568,583	3.1				
1,445,053	2.8				
1,030,148	2.0				
5,124,540	10.0				
1,592,087	3.1				
6,327,411	12.4	62,072		△61,533	
260,834	0.5	73,180	4,800		1,220
5,383,117	10.6				
36,799	0.1				
51,039,836	100.0	614,833	4,800	△57,736	23,841

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	補正前 217,838 補正額 45,006 計 262,844	2 感染症予防費国庫 負担金	45,006
計	補正前 3,490,469 補正額 45,006 計 3,535,475		

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	補正前 79,446 補正額 30,113 計 109,559	3 デジタル化推進費 国庫補助金	6,183
		6 土地情報管理費国 庫補助金	23,930

(単位：千円)

説	明	備考
	新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金 既決予算額 214,038 補正後予算額 259,044 259,044×10/10	45,006

(単位：千円)

説	明	備考
	マイナポイント事業費補助金 既決予算額 8,245 補正後予算額 14,428 14,428×10/10	6,183
	デジタル田園都市国家構想推進交付金 追加 47,861×1/2	23,930

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 2,094,709 補正額 240,157 計 2,334,866	12 電力・ガス・食料 品等価格高騰重点 支援給付金給付事 業費国庫補助	240,157
3 衛生費国庫補助金	補正前 169,369 補正額 130,067 計 299,436	3 感染症予防費国庫 補助金	130,067
9 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	補正前 0 補正額 96,310 計 96,310	2 電力・ガス・食料 品等価格高騰重点 支援地方交付金	96,310
計	補正前 3,321,116 補正額 496,647 計 3,817,763		

(単位：千円)

説 明	備 考
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 追加 240,157×10/10	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 既決予算額 91,200 補正後予算額 221,267 221,267×10/10	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 追加 96,310×10/10	

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
9 災害復旧費県補助金	補正前	1 農業施設災害復旧 費県補助金	73,180
	32,550		
	補正額		
	73,180		
計	105,730		
計	補正前		
	1,303,515		
	補正額		
	73,180		
計	1,376,695		

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>農業施設災害復旧費補助金 73,180</p> <p>既決予算額 27,300 補正後予算額 100,480</p> <p>79,200×92.4%=73,180 鳥居橋</p>	

19款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3,039,028 補正額 23,625 計 3,062,653	1 基金繰入金	23,625
計	補正前 3,039,028 補正額 23,625 計 3,062,653		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 2,469,000 補正後予算額 2,492,625 23,625	

2 1 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
3 衛生費雑収入	補正前 153,065 補正額 4,013 計 157,078	3 地域医療対策費雑 入	4,013
9 教育費雑収入	補正前 629,845 補正額 △61,533 計 568,312	12 学校給食運営費雑 入	△61,533
計	補正前 1,281,926 補正額 △57,520 計 1,224,406		

(単位：千円)

説 明	備 考
病院賠償責任保険金 追加 4,013	
小学校児童給食費自己負担金 既決予算額 353,976 補正後予算額 315,821 △38,155 中学校生徒給食費自己負担金 既決予算額 212,225 補正後予算額 189,331 △22,894 幼稚園園児給食費自己負担金 既決予算額 4,622 補正後予算額 4,138 △484	

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
8 災害復旧債	補正前 41,600 補正額 4,800 計 46,400	1 農林施設災害復旧 事業債	4,800
計	補正前 2,726,200 補正額 4,800 計 2,731,000		

(単位：千円)

説 明	備 考
農業施設災害復旧事業 既決予算額 13,200 補正後予算額 18,000 4,800	

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
12 土地情報管理費	補正前	国県支出金	12 委託料	47,861
	199,091	23,930		
	補正額	一般財源		
	47,861	23,931		
計	246,952			
29 デジタル化推進費	補正前	国県支出金	12 委託料	6,183
	18,267	6,183		
	補正額			
	6,183			
計	24,450			
計	補正前	国県支出金		
	4,987,343	30,113		
	補正額	一般財源		
	54,044	23,931		
計	5,041,387			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 土地情報システム管理費 47,861</p> <p>既決予算額 188,100 補正後予算額 235,961</p> <p>システム開発委託料 47,861 (追加)</p>	
<p>1 D X 推進計画推進費 6,183</p> <p>既決予算額 18,267 補正後予算額 24,450</p> <p>管理運営委託料 14,428 (6,183増)</p>	

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
20 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	補正前	国県支出金 240,157	3 職員手当等	510
	0		10 需用費	699
	補正額		11 役務費	3,138
	240,157		12 委託料	22,810
	計		18 負担金補助及び交付金	213,000
240,157				
計	補正前 6,961,864	国県支出金 240,157		
	補正額 240,157			
	計 7,202,021			

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
13 保育サービス推進支援費	補正前 3,328,592	国県支出金 29,738	18 負担金補助及び交付金	29,738
	補正額 29,738			
	計 3,358,330			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費 240,157 追加 システム開発委託料 6,188 給付金申請データ入力業務等委託料 15,895 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 213,000	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 私立保育園等運営費 29,738 既決予算額 2,542,672 補正後予算額 2,572,410 保育所等物価高騰対策支援事業費補助金 29,738 (追加)	

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	8,203,105	29,738		
	補正額			
	29,738			
計				
	8,232,843			

(単位：千円)

説 明	備 考

4款 衛生費

1項 保健費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 地域医療対策費	補正前	その他 3,797	21 補償補填及び賠償 金	3,797
	226,299			
	補正額			
	3,797			
計	230,096			
7 感染症予防費	補正前	国県支出金 175,073	7 報償費	81,600
	817,878		11 役務費	1,192
	補正額		12 委託料	91,644
	175,073		13 使用料及び賃借料	113
	計		17 備品購入費	524
992,951				
計	補正前	国県支出金 175,073 その他 3,797		
	2,953,358			
	補正額			
	178,870			
計	3,132,228			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 病院事業清算事務費 3,797</p> <p>既決予算額 2,800 補正後予算額 6,597</p> <p>損害賠償金 3,797 (追加)</p>	
<p>1 新型コロナウイルス対策事業費 175,073</p> <p>既決予算額 308,214 補正後予算額 483,287</p> <p>個別接種促進支援報償費 76,000 (追加)</p> <p>集団接種会場運営業務委託料 17,158 (追加)</p> <p>接種案内コールセンター業務委託料 49,413 (追加)</p> <p>ワクチン集団接種委託料 13,653 (追加)</p>	

4款 衛生費

2項 衛生費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 再生エネルギー推進費	補正前	国県支出金		
	90,377	4,500		
	補正額	一般財源		
	0	△4,500		
計	90,377			
計	補正前	国県支出金		
	339,889	4,500		
	補正額	一般財源		
	0	△4,500		
計	339,889			

4款 衛生費

3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 塵芥処理費	補正前	一般財源	12 委託料	3,190
	254,248	3,190		
	補正額			
	3,190			
計	257,438			

(単位：千円)

説 明	備 考
財源更正	

(単位：千円)

説 明	備 考
1 一般廃棄物収集処理事業費 3,190 既決予算額 142,246 補正後予算額 145,436 収集運搬等委託料 3,190 (追加)	

4款 衛生費

3項 清掃費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	2,382,044	3,190		
	補正額			
	3,190			
計				
	2,385,234			

(単位：千円)

説 明	備 考

10款 教育費

6項 保健体育費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 学校給食運営費	補正前	国県支出金	11 役務費	20
	1,375,695	62,072	18 負担金補助及び交 付金	519
	補正額	その他		
	539	△61,533		
計	1,376,234			
計	補正前	国県支出金		
	1,812,901	62,072		
	補正額	その他		
	539	△61,533		
計	1,813,440			

(単位：千円)

説	明	備考
1 学校給食運営費	539 既決予算額 1,093,472 補正後予算額 1,094,011 学校給食費負担軽減臨時給付金 519 (追加)	

1 1 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 農業施設災害復旧費	補正前	国県支出金	14 工事請負費	79,200
	60,339	73,180		
	補正額	地方債		
	79,200	4,800		
計	一般財源			
139,539	1,220			
計	補正前	国県支出金		
	75,279	73,180		
	補正額	地方債		
	79,200	4,800		
計	一般財源			
154,479	1,220			

(単位：千円)

説	明	備 考
1 (公共) 農業用施設災害復旧事業費	79,200	
既決予算額 45,239	補正後予算額 124,439	
災害復旧工事費 121,200 (79,200増)		

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和4年度末までの
支出額の見込及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後 (単位 千円)

事 項	限度額	R4年度末までの支出見込額		R5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期間	金 額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
こうよの丘給食配送車リース料									
	27,180			R5 ～ R11	27,180				27,180

地方債の令和3年度末現在高並びに令和4年度末及び
令和5年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高見込額	令和5年度中増減見込額		令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	21,398,781	21,824,148	2,227,900	3,078,328	20,973,720
(1) 総務債	209,500	207,990	124,700	1,514	331,176
(2) 民生債	2,771,819	3,347,951	57,700	324,036	3,081,615
(3) 衛生債	1,512,694	1,366,671	84,800	241,305	1,210,166
(4) 農林水産債	1,119,494	1,059,106	86,500	136,575	1,009,031
(5) 土木債	8,864,150	9,810,182	1,272,600	1,199,190	9,883,592
(6) 消防債	1,084,968	867,189	112,200	216,405	762,984
(7) 教育債	5,303,598	4,662,973	403,900	887,229	4,179,644
(8) 辺地債	532,558	502,086	85,500	72,074	515,512
2. 災害復旧債	160,056	387,731	41,600	17,966	411,365
			46,400		416,165
3. その他	23,814,828	22,374,398	456,700	2,139,233	20,691,865
(1) 災害援護資金		6,700	6,700		13,400
(2) 住民税等減税補てん債	220,052	147,107		58,109	88,998
(3) 臨時財政対策債	22,518,739	21,341,471	450,000	1,854,242	19,937,229
(4) 減収補てん債	1,076,037	879,120		226,882	652,238
合 計	45,373,665	44,586,277	2,726,200	5,235,527	42,076,950
			2,731,000		42,081,750

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費	その他の 人件費	合計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給料	職員手当	計					
補正後	741	2,816,734	1,778,790	4,595,524	909,755	20,642	5,525,921	20,420	5,505,501
補正前	741	2,816,734	1,778,280	4,595,014	909,755	20,642	5,525,411	20,420	5,504,991
比較			510	510			510		510

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	78,552	89,170	66,084	80,023	183,260	602,079
	補正前	78,552	89,170	66,084	80,023	182,750	602,079
	比較					510	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	522,171	38,929	17,850	50,000	50,672	
	補正前	522,171	38,929	17,850	50,000	50,672	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	510	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	510	時間外手当増	510

議案第55号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前		改 正 後
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ</u> <u>コロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年</u> <u>1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対</u> <u>して、人に伝染する能力を有することが新たに</u> <u>報告されたものに限る。）である感染症をいう。</u> <u>以下同じ。）により生じた事態に対処するための</u> <u>感染症予防等業務における第5条及び別表の規</u> <u>定の適用については、次の表の左欄に掲げる規</u> <u>定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に</u> <u>掲げる字句とする。</u></p>		<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>第5条</p>	<p>(2) <u>保健師</u> <u>又は看護</u> <u>師が家庭</u> <u>訪問又は</u> <u>保健指導</u> <u>に係る業</u> <u>務のう</u> <u>ち、感染</u> <u>症に感染</u> <u>するおそ</u> <u>れがある</u> <u>検体、注</u> <u>射針等に</u> <u>触れる機</u> <u>会のある</u></p>	<p>(2) <u>保健師又は看護師が</u> <u>家庭訪問又は保健指導</u> <u>に係る業務のうち、感</u> <u>染症に感染するおそれ</u> <u>がある検体、注射針等</u> <u>に触れる機会のあるも</u> <u>のに従事したとき。</u> <p>(3) <u>職員が新型コロナウ</u> <u>イルス感染症から市民</u> <u>等の生命及び健康を保</u> <u>護するために緊急に行</u> <u>われた措置に係る業務</u> <u>のうち、市長が別に定</u> <u>めるものに従事したと</u> <u>き。</u></p> </p>

	ものに従事したとき。		
別表感	1日につき	第5条第	1日につき300
染症予	300円	1号又は	円
防等業		第2号の	
務に係		業務	
る特殊		第5条第	1日につき
勤務手		3号の業	3,000円（新型
当の項		務	コロナウイル
			ス感染症の患
			者若しくはそ
			の疑いのある
			者の身体に接
			触し、又はこ
			れらの者に長
			時間にわたり
			接して行う業
			務に従事した
			場合にあつて
			は、4,000円)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

掛川市税条例の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日に属する年度分の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち<u>法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第29条の2 （略）</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最</u></p>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とす

後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第57条第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とす

る。

(個人の市民税の徴収の方法)

第32条 個人の市民税徴収については、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第52条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法

る。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第32条 個人の市民税は、第37条、第44条の2第1項、第44条の5又は第52条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第34条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税の合算額(第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第37条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴

によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額

収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収

を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税

の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなったときあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額

額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給

が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) (略)
- (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給

給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第33条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第33条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第

(種別割の税率)

第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2～24 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～10 (略)

6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2～24 (略)

25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項

	<p>を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p>
<p>11 (略)</p>	<p>12 (略)</p>
<p>12 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>13 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第30条の2 (略)</p>	<p>第30条の2 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>
<p>第32条 (略)</p>	<p>第32条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条の2第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第30条の2第4項及び第32条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（この条例による改正後の掛

川市税条例（以下「新条例」という。）附則第32条第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和
6年1月1日

(2) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の掛川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき掛川市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第94条第1号エ及び附則第32条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第30条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第57号

浜川新田地区盛土工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、浜川新田地区盛土工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 浜川新田地区盛土工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金332,200,000円
- 4 契約の相手方
 - 住 所 掛川市千浜6141番地
 - 商 号 若杉・戸塚特定建設工事共同企業体
 - 代表者 株式会社 若杉組
代表取締役 若杉 有城

(参考資料)

- 1 工事の概要 内容 浜川新田地区盛土工事
 規模 砂丘造成盛土工 $V = 79,600 \text{ m}^3$

- 2 工事箇所 掛川市 浜川新田 地内

- 3 工 期 契約日から令和7年2月14日まで

議案第58号

損害賠償の額の決定及び和解について

掛川市立総合病院において発生した医療過誤について、次のとおり損害賠償し、和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

1 賠償金額

4,013,451円

2 賠償・和解の相手方

市外在住の方

3 和解事項

相手方は、今後、本件について、裁判上、裁判外においても、一切の請求を行わない。

4 事件の概要

掛川市立総合病院における手術中の医療過誤により生じた障害に対する損害の賠償を相手方が求めたものである。

議案第59号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和5年6月8日提出

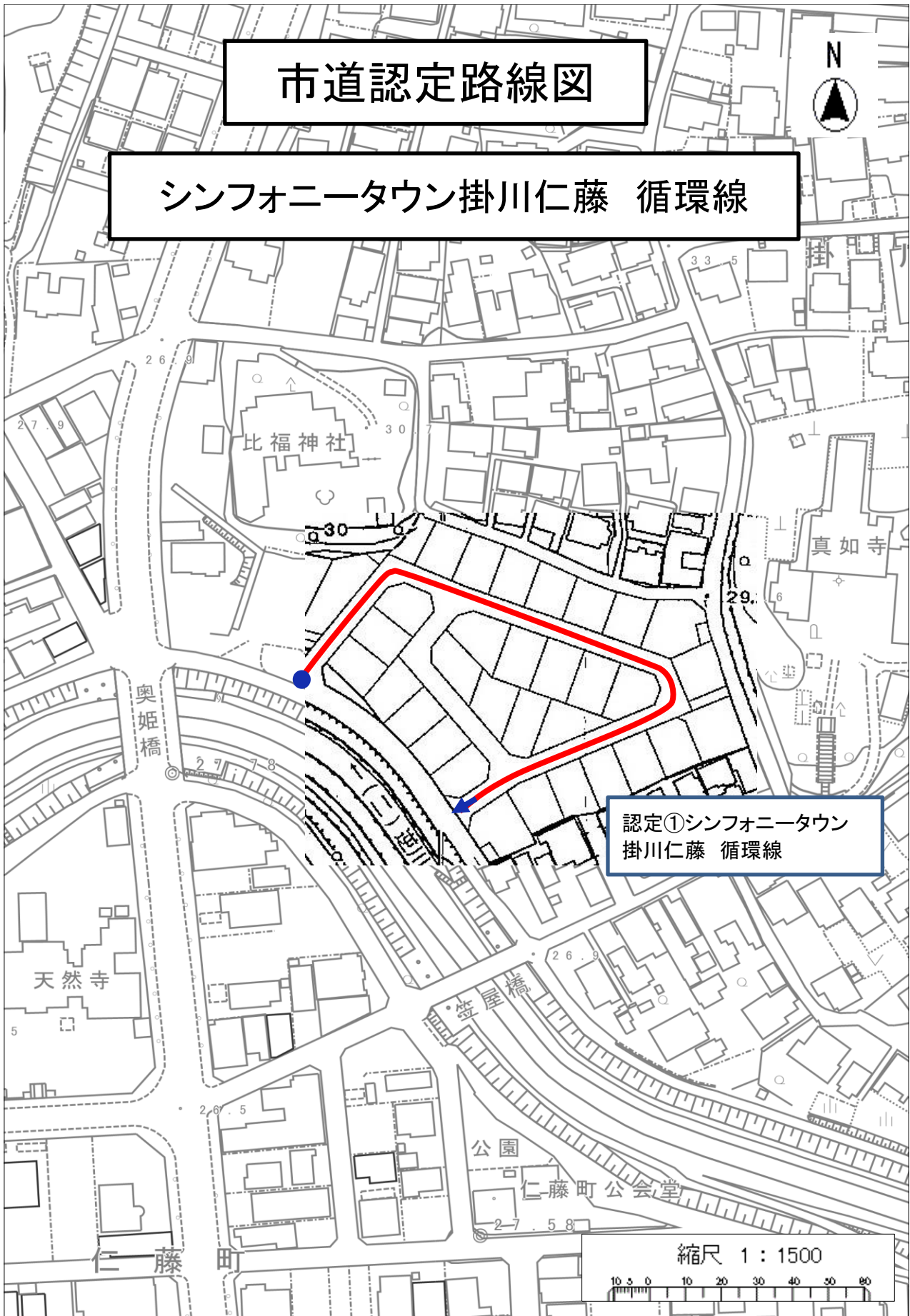
掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	シンフォニータウン掛川仁藤 循環線	掛川字元郭内1067-48	仁藤字真如寺下90-7	
2	シンフォニータウン掛川仁藤 1号線	仁藤字真如寺下90-17	仁藤字真如寺下90-19	
3	ミソラタウン掛川 1号線	高御所字前坪328-35	高御所字前坪328-50	
4	ミソラタウン掛川 2号線	高御所字前坪328-60	高御所字前坪328-74	
5	ミソラタウン掛川 3号線	高御所字前坪328-38	高御所字前坪328-59	
6	ミソラタウン掛川 4号線	高御所字前坪328-43	高御所字前坪328-45	

市道認定路線図

シンフォニータウン掛川仁藤 循環線



認定①シンフォニータウン
掛川仁藤 循環線

縮尺 1 : 1500

10 20 30 40 50 60

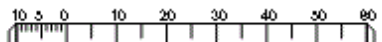
市道認定路線図

シンフォニータウン掛川仁藤 1号線

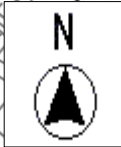


認定②シンフォニータウン
掛川仁藤 1号線

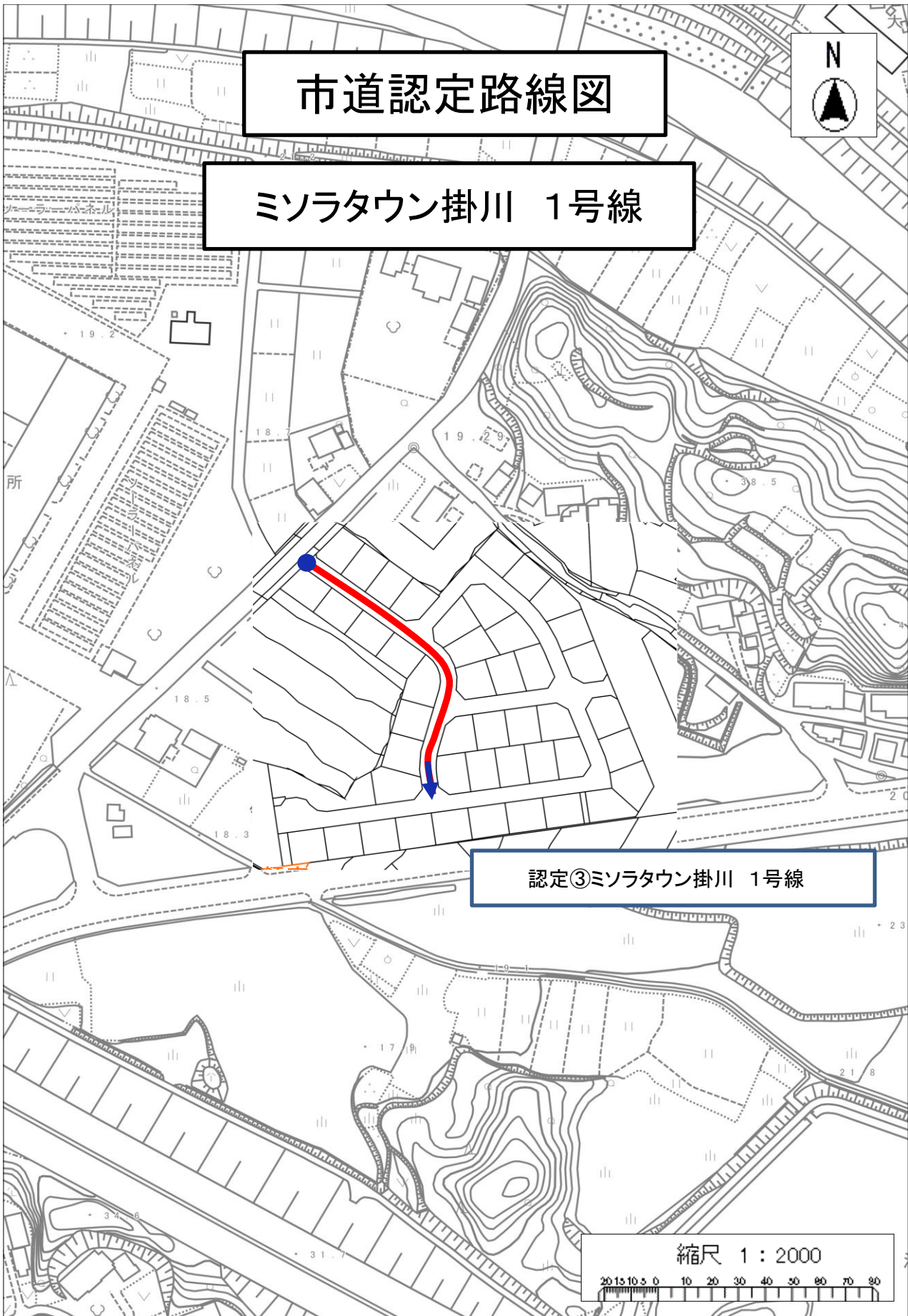
縮尺 1:1500



市道認定路線図

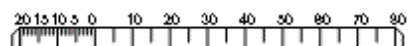


ミソラタウン掛川 1号線



認定③ミソラタウン掛川 1号線

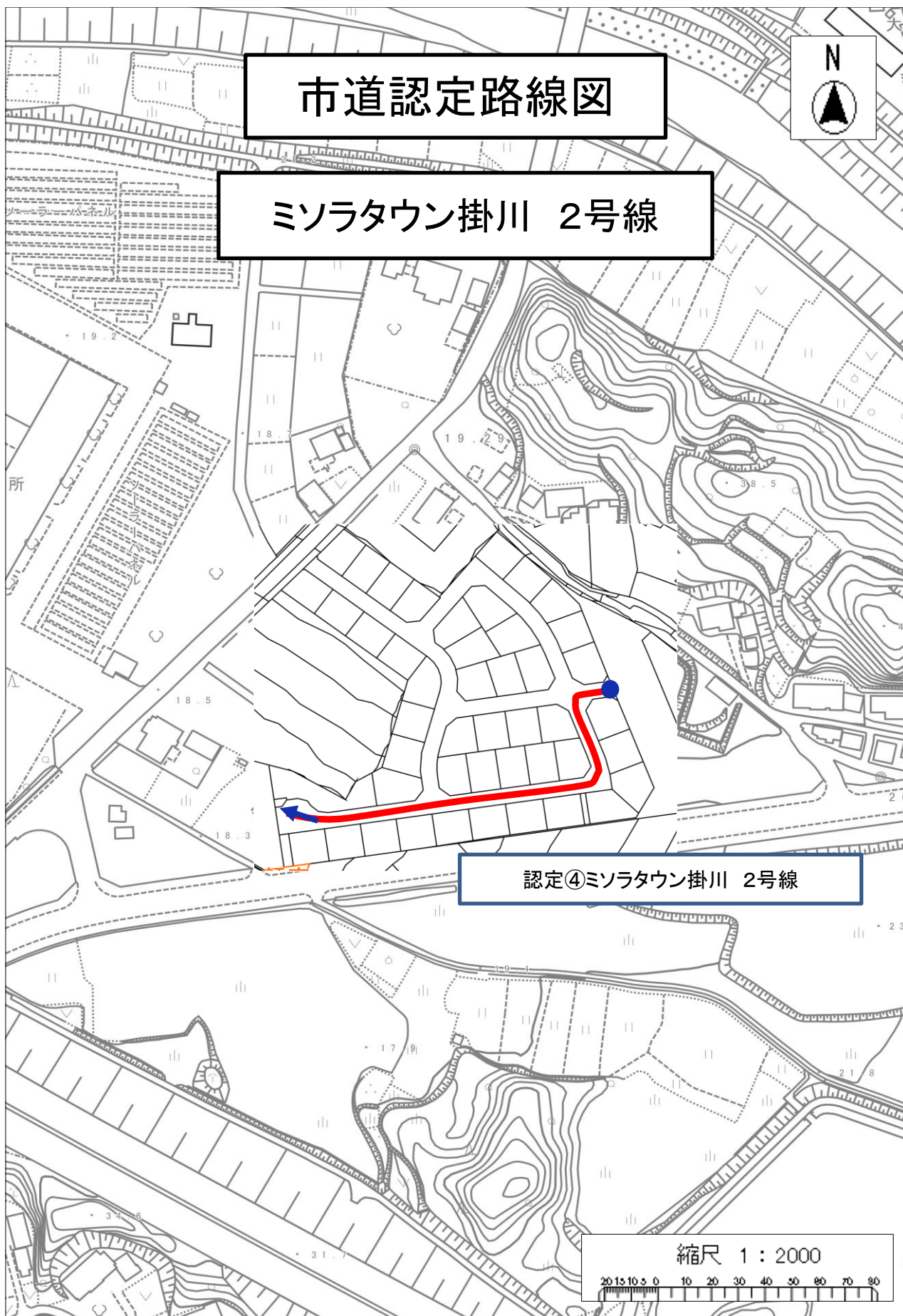
縮尺 1 : 2000



市道認定路線図



ミソラタウン掛川 2号線

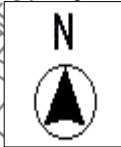


認定④ミソラタウン掛川 2号線

縮尺 1 : 2000

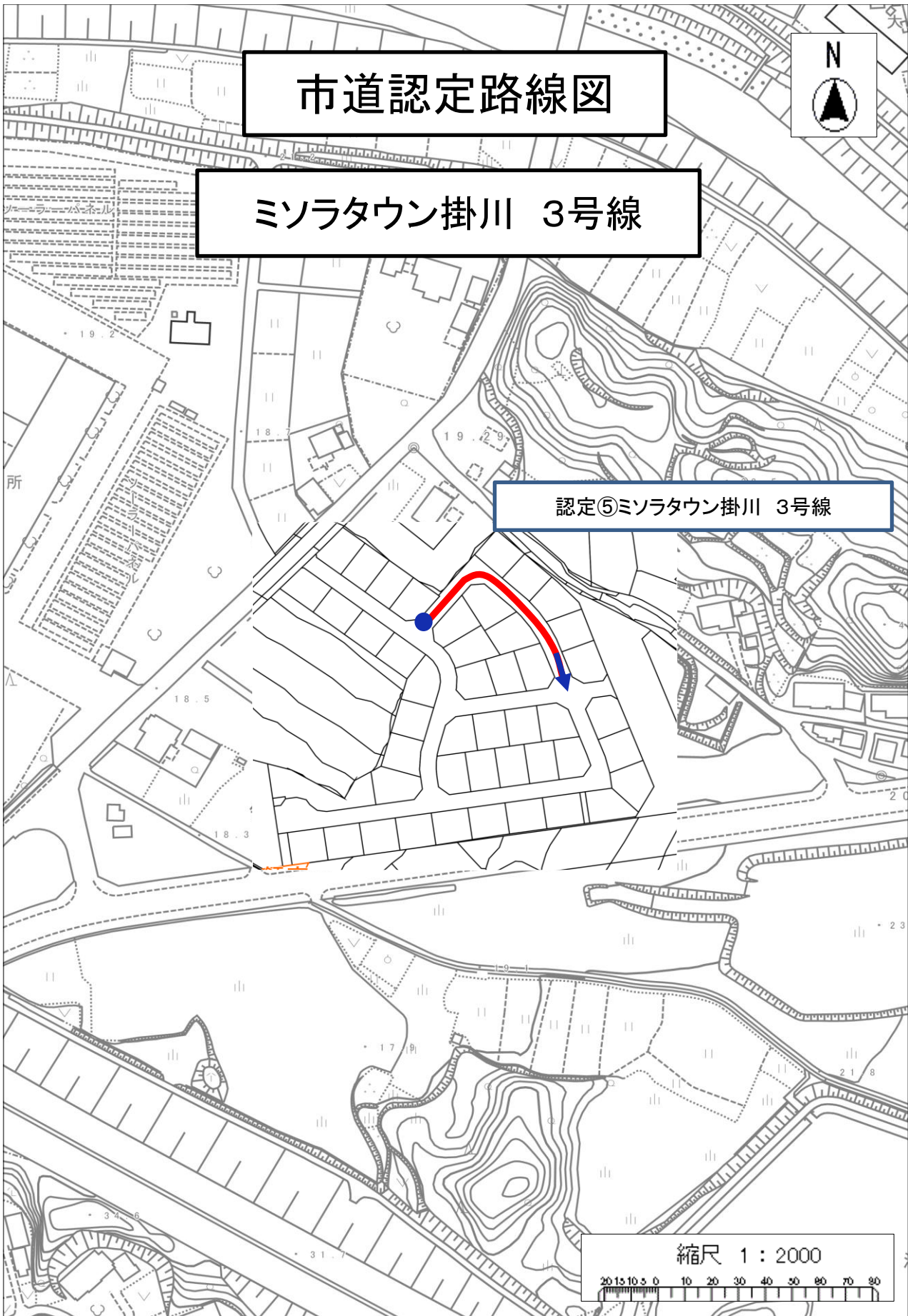
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80

市道認定路線図

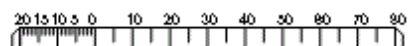


ミソラタウン掛川 3号線

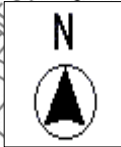
認定⑤ミソラタウン掛川 3号線



縮尺 1 : 2000

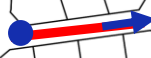


市道認定路線図

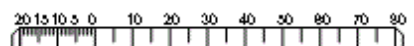


ミソラタウン掛川 4号線

認定⑥ミソラタウン掛川 4号線



縮尺 1 : 2000



報告第1号

令和4年度掛川市一般会計繰越明許費の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、令和4年度掛川市一般会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和4年度掛川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3	2	民生費 児童福祉費 待機児童解消対策事業	1,080	1,050		(国庫支出金) 1,050	
4	1	衛生費 保健費 健康相談・家庭訪問事業	10,000	10,000		(国庫支出金) 2,792	7,208
6	1	農林水産業費 農業費 担い手育成支援事業	15,000	15,000		(県支出金) 15,000	
6	1	農林水産業費 農業費 農業団体等支援事業	45,914	36,108		(国庫支出金) 15,210	20,898
6	2	農林水産業費 農地費 (市施行)農業用溜池整備事業	48,000	48,000		(県支出金) 47,000	1,000
8	2	土木費 道路橋梁費 道路橋梁維持事業	49,365	48,915		(国庫支出金) 24,842 (市債) 16,700	7,373
8	2	土木費 道路橋梁費 桜木中横断線改良事業	28,000	22,310		(国庫支出金) 10,255 (市債) 11,400	655
8	2	土木費 道路橋梁費 事業関連道路改良事業	93,480	73,121		(市債) 69,400	3,721
8	2	土木費 道路橋梁費 居尻黒俣線改良事業	17,395	17,395		(国庫支出金) 8,265 (市債) 9,100	30
8	2	土木費 道路橋梁費 歩道改良事業	54,700	47,500		(国庫支出金) 21,965 (市債) 19,700	5,835
8	2	土木費 道路橋梁費 橋梁耐震補強事業	93,180	93,180		(国庫支出金) 46,849 (市債) 34,400	11,931

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8	土木費	3 河川費	市単河川整備事業	32,220	15,550		15,550
8	土木費	3 河川費	海岸防災林整備 推進事業	266,578	266,339		(市債) 266,300 39
8	土木費	4 都市計画費	土地利用対策事業	10,000	9,999		(国庫支出金) 4,990 (県支出金) 2,249 2,760
8	土木費	4 都市計画費	下垂木地区まち づくり事業	94,266	42,548		(国庫支出金) 18,032 (市債) 19,800 4,716
8	土木費	4 都市計画費	掛川駅周辺地区 まちづくり事業	6,500	6,500		(国庫支出金) 5,600 900
8	土木費	4 都市計画費	掛川城周辺地区 まちづくり事業	19,500	10,500		(国庫支出金) 4,550 (市債) 4,000 1,950
8	土木費	4 都市計画費	公園管理事業	20,700	19,360		19,360
10	教育費	2 小学校費	スクールバス運 行事業	200	188		(県支出金) 88 100
10	教育費	3 中学校費	中学校施設補修 事業	10,373	10,373		10,373
10	教育費	4 幼稚園費	幼稚園管理運営 事業	180	175		(県支出金) 175
11	災害復旧 費	1 農林水産施設 災害復旧費	(公共) 農業用 施設災害復旧事業	200,000	71,527		(県支出金) 66,090 (市債) 4,800 637
11	災害復旧 費	1 農林水産施設 災害復旧費	(単独) 農業用 施設災害復旧事業	45,000	33,210		33,210

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
11 災害復旧 費	1 農林水産施 設災害復旧 費	(公共) 林業施 設災害復旧事業	155,000	71,400		(県支出金) 65,100 (市債) 5,600	700
11 災害復旧 費	1 農林水産施 設災害復旧 費	(単独) 林業施 設災害復旧事業	12,000	12,000			12,000
11 災害復旧 費	2 土木施設災 害復旧費	(公共) 土木施 設災害復旧事業	180,000	112,800		(国庫支出金) 75,200 (市債) 37,600	
11 災害復旧 費	2 土木施設災 害復旧費	(単独) 土木施 設災害復旧事業	36,000	26,660			26,660
合 計			1,544,631	1,121,708		934,102	187,606

報告第2号

令和4年度掛川市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書きの規定により、令和4年度掛川市公共下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

掛川市長 久保田 崇

令和4年度掛川市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払 義務 発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を る卸 資産の 購入 限度額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	1	管路建設事業	184,298	0	184,298	55,880	119,000	9,418	0	0	隣接する関連工事との工程調整に加え、工事による地下埋設物に係る協議や工事用地の測り、年度内完了が困難となったことによる。
		ポンプ場建設改良事業	48,700	0	48,700	24,350	21,900	2,450	0	0	半導体の供給不足により機器製作に必要な部品の調達が遅延し、出来形対象機器の年度内完成が見込めなくなったことによる。
		処理場建設改良事業	44,000	0	44,000	24,200	17,600	2,200	0	0	半導体の供給不足により機器製作に必要な部品の調達が遅延し、出来形対象機器の年度内完成が見込めなくなったことによる。
合	計		276,998	0	276,998	104,430	158,500	14,068	0	0	

地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義務 発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越す る卸 資産の 購入限 度額	説 明
						国 庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	1	ポンプ 場建設 改良事 業	464,120	0	464,120	230,000	210,900	23,220	0	0	地下の仮設土留に想定以上の土圧がかかり梁の撤去ができず事故の危険が生じ、新たな仮設工法の検討に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったことによる。
合 計			464,120	0	464,120	230,000	210,900	23,220	0	0	

